

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年3月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成21年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	団体営ため池等整備事業（小規模・一般型） しょうぶ池地区	高松市産業経済部土地改良課
”	団体営ため池等整備事業（小規模・一般型） 大谷池地区	”